

改正

平成25年1月22日要綱第1号

中標津町町民意見募集制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中標津町自治基本条例（平成24年条例第1号）第9条第2項の規定に基づき、町民意見募集制度（パブリックコメント）の実施に関し必要な事項を定めることにより、町民の町政への参画の機会を拡充するとともに、町民への説明責任を遂行することで、本町における行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、町民との協働による一層開かれた町政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「町民意見募集制度（パブリックコメント）」とは、町の基本的な政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、公表したものに対する町民等からの意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）の提出を求め、提出された意見等の概要及び意見等に対する町の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対し納税義務を有する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町民意見募集制度（パブリックコメント）に係る事業に利害関係を有する者

(対象)

第3条 町民意見募集制度（パブリックコメント）の対象となる町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く町民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
 - (2) 広く町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃
 - (3) 町の基本的な制度を定める条例又は町民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、この要綱に定める町民等の意見の募集を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が政策等について迅速・緊急に決定する必要があると認めた場合
- (2) 実施機関が政策等の内容について軽微なものであると認めた場合

- (3) 実施機関が政策等の内容について実質的に裁量の余地がないと認めた場合
- (4) 政策等に関し町民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
- (5) 附属機関又はこれに類する機関において、町民意見募集制度（パブリックコメント）に準じた手続を経て策定した報告又は答申等に基づき政策等を決定する場合（政策等の案の公表等）

第4条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、次に掲げる資料を併せて公表するものとする。

- (1) 政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景
- (2) 町民等が当該政策等の案を理解するために必要な関連資料（公表の方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 町のホームページへの掲載
- (2) 政策等の担当課、役場内情報コーナー、総合文化会館、計根別支所、その他実施機関が指定する場所での閲覧

2 前項に定めるもののほか、実施機関は必要に応じ、広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表に努めるものとする。

3 実施機関は、意見等の提出先、提出方法、提出期限等必要な事項を併せて明示するものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、政策等の案についての意見を提出するために必要と判断される期間を考慮し、公表の日から原則として30日程度の意見等の提出期限を定めるものとする。

2 意見の提出は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) ファクシミリ
- (3) 郵便
- (4) 実施機関が指定する場所への書面による提出
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 実施機関は、町民等から意見等の提出を受けるときは、当該意見等を提出した個人又は法人の氏名又は名称、住所又は所在地を明記させるものとする。

4 前項で明記された情報を公表する場合には、政策等の案を公表するときにその旨を明示するものとする。

（意見等の処理）

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行い、速やかに次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 提出された意見等の概要
- (2) 提出された意見等に対する実施機関の考え方（案の修正を行ったときは、その修正内容及び理由も併せて公表するものとする。）
- (3) 決定した政策等の内容

2 公表することにより、提出者及び第三者の権利又は利益を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似する意見等をまとめて公表するものとする。

4 第1項の規定による公表の方法については、第5条の規定を準用する。

(一覧表の公表)

第8条 町長は、町民等の意見の募集を行っている案件の一覧表を作成し、町のホームページ等を利用した閲覧方法で町民等に情報提供するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民意見募集制度（パブリックコメント）について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等で町民等の意見を聴取する手続を経ているもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規程は適用しない。

附 則（平成25年1月22日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行する。